

第1号様式

物 品 購 入 契 約 書

1. 件 名

2. 契約金額	¥	—
〔うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥	—

3. 納入期限 年 月 日

4. 納入場所

5. 契約保証金

上記物品の購入について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

発注者

印

住所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

印

(契約の内容)

第1条 契約する物品名、規格、仕様、数量等は、仕様書のとおりとする。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 発注者は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、受注者に対して修繕又は他品との交換を求めることができる。この場合において、前項の時期は、発注者が受注者から修繕又は交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(契約金の支払い時期)

第4条 発注者は、前条の検査を完了したのち、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第5条 受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額とする。

(部分払い)

第6条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の即納部分に相当する金額以内の金額の部分払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は賠償の責めを負わない。

- 1 納入期限までに物品の納入を終わる見込みがないとき。
- 2 天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに物品の納入ができないと認めたとき。
- 3 受注者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- 4 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。
- 5 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に関し受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第9条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（補則）

第10条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、玖珠町契約規則（昭和58年玖珠町規則第17号）に定めるところによる。

（協議）

第11条 この契約書に約定していない事項について約定する必要があるとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度発注者及び受注者が協議して定める。